

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第11号

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から第7項までの規定の例による。ただし、支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者の減額の措置については、任命権者が別に定める。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から第6項までの規定の例による。ただし、支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者の減額の措置については、任命権者が別に定める。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)～(4) 〔略〕

5・6 〔略〕

(勤勉手当)

第14条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 〔略〕

(1)～(4) 〔略〕

5・6 〔略〕

(勤勉手当)

第14条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 〔略〕

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。